

毒物・劇物の 取扱いは適正に！

このリーフレットは毒物劇物を業務上取り扱う方のため、毒物及び劇物取締法で定められていることの一部を抜粋して解説したものです。

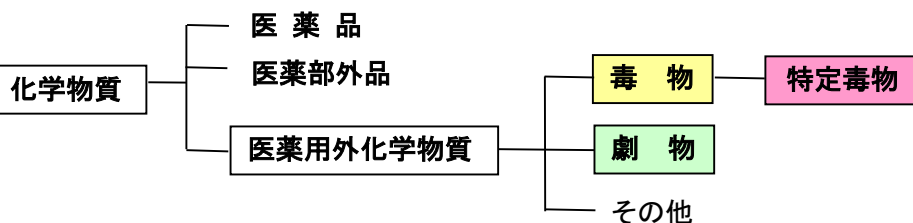
詳細については、法令集及び通知集などで内容を確認してください。

なお、毒物及び劇物取締法以外にも、他の法令で規制されている場合がありますので、それぞれの法律を所管している窓口で確認してください。



身近にある毒物劇物

化学物質の分類



(注) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で規定している毒薬、劇薬とは別のものです。

★ 毒物劇物とは、工業薬品、試薬、農薬、塗料などの化学物質等がもつ、人に対する毒性(主として急性毒性)に着目して、毒性をもつものを「毒物」、劇性をもつものを「劇物」、毒物のうち著しい毒性をもつものを「特定毒物」として指定されているものです。(毒物及び劇物取締法第2条)

毒物や劇物は、現代の豊かな生活に不可欠なものとなっていますが、ひとたび毒物劇物による事件・事故が発生すると、一般の人々に保健衛生上の危害を及ぼすことがあります。よって、「毒物及び劇物取締法」（以下「毒劇法」）を始め、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等により規制されています。

以下、毒物劇物を取り扱う場合に守るべき「毒劇法」に基づく規制の概要について記載しました。取扱いには、必要な注意を払って盗難・紛失・漏えい・流出などの危害防止に努めてください。

1 毒物劇物業務上取扱者とは

業務上取り扱う者とは、工場、倉庫、学校、試験研究機関又は農場などで、毒物劇物を使用（消費）したり、保管、運送したりして、“取り扱っている”者をいいます。

毒劇法第 22 条第 5 項

第 11 条、第 12 条第 1 項及び第 3 項、第 17 条並びに第 18 条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第 1 項に規定する者以外の者であって厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

（注）以下条文中の主語は、この準用規定により「業務上取り扱うもの」と置き換えられる。

2 盗難・紛失防止

毒物劇物の盗難・紛失防止措置として、以下を実施しなければなりません。

- ① 毒物劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること
- ② かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること（かぎの管理方法にも十分留意すること）
- ③ 保管場所は、目の行き届いた場所とすること（他の者が容易に近づけない場所）
- ④ 紛失防止のため、「毒物劇物管理簿」（受払簿）を付け、日常的に使用量、残量を確認すること
- ⑤ 保管管理について、その体制及び責任を明確にすること



毒劇法第 11 条第 1 項

毒物劇物営業者※及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあり、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

※ 毒物劇物営業者：毒物劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者

3 漏れ、流出等の防止

漏えい、流出等防止措置として、以下を実施しなければなりません。

- ① 貯蔵設備、作業場所は、毒物劇物の性質を踏まえた材質及び構造とすること
- ② 保管庫が転倒したり、中の毒物劇物が転倒、落下しないよう震災対策を行うこと
- ③ 構造・設備基準に適合したタンク※で毒物劇物を保管すること

※ 固体以外（主に液体）の毒物劇物を貯蔵する場合は、昭和 60 年 4 月 5 日付け薬発第 377 号厚生省（当時）通知において、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準」が定められています。



毒劇法第 11 条第 2 項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第 3 項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

第 4 項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

4 容器及び被包、貯蔵設備の表示

表示にあたっての注意事項は以下のとおりです。毒物劇物であることを明確に知らせなければなりません。

- ① 毒物劇物には、その容器被包に次の表示が必要です。
毒物の場合…「**医薬用外**」の文字及び **毒物**（赤地に白文字）
劇物の場合…「**医薬用外**」の文字及び **劇物**（白地に赤文字）
- ② 購入して別の容器に小分けし、入れ替えて貯蔵する場合には、容器にもこの表示をすること
- ③ 事故防止の観点から名称、成分も表示すること
- ④ 貯蔵設備には、明確に「**医薬用外毒物**」又は「**医薬用外劇物**」と表示すること



毒劇法第12条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「**毒物**」の文字、劇物については白地に赤色をもって「**劇物**」の文字を表示しなければならない。

第3項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については「**毒物**」、劇物については「**劇物**」の文字を表示しなければならない。

5 盗難・紛失、漏えい・流出時の措置

あらかじめ通報体制を整備し、事故が発生した場合には、次の措置を速やかに行わなければなりません。

- ① 被害が拡大しないように、保護具・中和剤等を整備するなど適切な措置を行うこと
（毒物劇物を安易に混ぜたり、水をかけると、場合により発熱したり、ガスが発生したりして危険なことがありますので、十分注意しましょう）
- ② 漏えい、流出等の場合は、**直ちに**、保健所、警察署、消防機関に通報すること
- ③ 盗難、紛失の場合は、**直ちに**、警察署に通報すること



毒劇法第17条第1項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、**直ちに**、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

第2項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、**直ちに**、その旨を警察署に届け出なければならない。

6 毒物劇物の廃棄

毒物劇物を廃棄する場合には、以下に注意して適切に処理しなければなりません。

- ① 中和、加水分解、酸化、還元、希釈等により毒物劇物でない物にしてから廃棄すること
- ② その他の法令（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）が規定する基準に適合すること
- ③ 自己処理ができない場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること

毒劇法第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

7 毒物劇物の購入

毒物劇物を購入する場合には、以下について注意しなければなりません。

- ① 毒物劇物営業者から購入すること。その際、購入者が必要事項「毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与の年月日、譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）」を記載し、押印又は署名した書面（譲受書）を販売者に提出すること
- ② 無用な毒物劇物を購入しないこと
- ③ 購入したら毒物劇物管理簿（受払簿）に記入し、放置することなく適切に管理すること
- ④ はじめての購入の際には、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供を受けること

8 危害防止対策

毒物劇物による危害防止対策を徹底するため、次の事項を実施してください。

- ① 危害防止規定を作成すること
- ② 毒物劇物管理簿(受払簿)を作成し、定期的に在庫管理をすること
- ③ 貯蔵設備等を定期的に保守管理すること
- ④ 事故の際の連絡体制を確立すること
- ⑤ 中和剤、解毒剤、保護具を配備すること
- ⑥ 従業員等への教育を行うこと
- ⑦ 防災訓練を実施すること



9 届出・申請

(1) 業務上取扱者の届出

次のア～エの事業を行う場合は、取り扱うこととなった日から30日以内に、事業場ごとに業務上取扱者の届出が必要です。(毒劇法第22条第1～4項)

なお、この届出には、併せて毒物劇物取扱責任者設置届も必要になります。

- ア 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う電気めっき業者
イ 無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱う金属熱処理業者
ウ 毒劇法施行令別表第2で定められた23品目を特定の量と方法により運搬する運送業者
エ 砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を取り扱うしろあり防除業者

(2) 毒物劇物営業者、特定毒物研究者の登録・許可申請

毒物劇物を販売又は授与、販売又は授与の目的で製造若しくは輸入しようとするときは、あらかじめ、知事等の登録を受けなければいけません。

また、特定毒物を学術研究の目的で使用する場合は、あらかじめ、知事等の許可を受けなければいけません。

届出・申請の各種様式は、[医薬安全課ウェブページ](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/dokugeki-shinsei.html)(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/dokugeki-shinsei.html>)に掲載しています。

毒物劇物の事務手続・取扱い等についてのご相談は、下記窓口へお問い合わせください。

ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市内の事業所については下記の各市保健所へお問い合わせください。

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課 052-954-6305 (ダイヤルイン)

瀬戸保健所	0561-82-2197	知多保健所	0562-32-6211
豊明保健分室	0562-92-9133	衣浦東部保健所	0566-21-4797
春日井保健所	0568-31-2189	安城保健分室	0566-75-7441
小牧保健分室	0568-77-3241	みよし駐在	0561-34-4811
江南保健所	0587-56-2157	西尾保健所	0563-56-5241
清須保健所	052-401-2100	新城保健所	0536-22-2204
稲沢保健分室	0587-21-2251	設楽出張窓口	0536-62-0571
津島保健所	0567-26-4137	豊川保健所	0533-86-3177
半田保健所	0569-21-3342	蒲郡保健分室	0533-69-3156
美浜駐在	0569-82-0078	田原保健分室	0531-22-1238

名古屋市保健所	052-972-2651 (ダイヤルイン)
豊橋市保健所	0532-39-9101 (ダイヤルイン)
岡崎市保健所	0564-23-6187 (ダイヤルイン)
一宮市保健所	0586-52-3855 (ダイヤルイン)
豊田市保健所	0565-34-6723 (ダイヤルイン)